

令和5年度 比布町地域公共交通活性化協議会設立総会議案

日 時 令和5年12月27日(水)

午後1時30分

場 所 比布町福社会館2階 大講堂

1 開 会

2 町長あいさつ 比布町長 村 中 一 徳

3 議 事

(1) 役員の指名について 資料1

(2) 比布町地域公共交通活性化協議会規約及び財務規程の制定について 資料2・3

(3) 令和5年度事業計画(案)について 資料4・別紙1

(4) 令和5年度収支予算(案)について 資料5

5 その他

(1) 次回開催時期について

(2) 報酬の支払いについて

6 閉 会

比布町地域公共交通活性化協議会委員名簿

■委員名簿

区分	所属	役職	氏名
比布町	比布町	町長	村中一徳
運輸支局	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	加茂聖和
北海道	上川総合振興局地域創生部地域政策課	主幹	庄司大介
道路管理者	国土交通省北海道開発局旭川開発建設部	道路計画課長	坂本毅
	上川総合振興局旭川建設管理部事業室	事業課長	木村敬
警察	北海道旭川方面旭川中央警察署	交通第一課長	福田曜
公共交通事業者等	道北バス株式会社	営業部次長	岡田倫和
	旭川地区ハイヤー協会	中央部会長	田中実
	旭川地区バス協会	事務局長	中田幸治
	北海道旅客鉄道株式会社	永山駅長	板垣大介
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄総連北海道地方労働組合道北バス支部	執行委員長	下山貢司
住民・利用者代表	比布町公民館南分館	分館長	菅原雄吉
	比布町東園振興会	会長	定岡秀樹
	比布町蘭留地区振興会	会長	木村美喜
	比布町民生委員協議会	会長	鈴木佐智子
	比布町老人クラブ連合会	会長	佐藤則一
	比布商工会	会長	佐藤康則
	比布町社会福祉協議会	会長	大西昭博
	比布町立比布中央学校PTA	会長	谷貞治
比布町	比布町	副町長	作田恵一
	比布町教育委員会	教育長	北川範之

■事務局

協議会役職	所属	役職	氏名
事務局長	比布町総務企画課	課長	坂上幸男
	比布町保健福祉課	課長	尾張孝俊
	比布町商工観光課	課長	菊地正人
	比布町建設課	課長	大西修一
	比布町教育委員会教育課	課長	佐々木良司
事務局次長	比布町総務企画課総合政策室	室長	小菅生竜夫
	比布町総務企画課総合政策室政策係	係長	尾張昌恵
	比布町総務企画課総合政策室政策係	主任	工藤昌裕

比布町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(令和5年11月22日告示第110号)

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議会として、比布町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、比布町における地域公共交通の活性化等のために、必要な事項を協議するものとする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき町長が委嘱し又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局の職員
- (2) 関係する上川総合振興局の職員
- (3) 国道の道路管理者
- (4) 道道の道路管理者
- (5) 公安委員会の職員
- (6) 関係する一般乗合（一般貸切）旅客自動車運送業者、一般乗用旅客自動車運送業者、一般旅客自動車運送業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) その他の協議会が必要と認める者
- (9) 町長が指名する比布町職員

2 町長は前条に規定する協議を行う旨を前項に掲げる者に通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は比布町長をもって充てる。

3 副会長は、あらかじめ会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、協議会の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 第2条に掲げる事項について、専門的な調査・検討を行なうため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織・運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、比布町総務企画課において処理する。

(監査)

第8条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、協議会委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

役員の指名について

比布町地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、会長は比布町長をもって充てる。

会 長 比布町長 村 中 一 徳

比布町地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 4 項及び第 8 条第 2 項の規定により、下記役員について記載の委員を指名する。

記

(任期：令和 5 年 1 2 月 1 日～令和 7 年 1 1 月 3 0 日)

1. 副 会 長 _____

2. 監 査 委 員 _____

※事務局体制

- ・ 事務局長 比布町総務企画課長
- ・ 事務局次長 比布町総務企画課総合政策室長
- ・ 事務局員 比布町公共交通関係課長及び総務企画課総合政策室政策係職員

比布町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 比布町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便性向上等に必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）計画の作成及び実施に関する事項
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- （3）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の運営）

第 3 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行なうものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び助言を求めることができる。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第 4 条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第 5 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、比布町総務企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第 6 条 協議会の運営に要する経費は、負担金・補助金・繰越金・その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 7 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

（その他）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。

比布町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、比布町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、比布町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金及びその他収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は毎会計年度の予算を調整し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正する必要があるときには、前項と同様に予算を調整し、協議会に承認を得なければならない。

（予算区分）

第3条 収入支出予算の区分は、別表のとおりとする。

（予算の流用等）

第4条 支出予算のうち、款、項の区分を超えて予算の流用をしたとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続きについて適正に処理しなければならない

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第8条 会長は毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月27日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和5年度事業計画（案）について

(1) 町内における地域公共交通のあり方について

①比布町地域公共交通協議会の適宜開催

(2) 比布町地域公共交通計画の策定について

①地域公共交通の現状把握・課題の整理

- ・関連する法令、計画の整理
- ・地域特性の把握

②現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の検討

③比布町地域公共交通計画素案の策定

- ・基本方針及び計画期間の検討
- ・計画の達成度の評価方法等の検討

令和5年度収支予算（案）について

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	附 記
1 負担金	0	
2 補助金	200,000	比布町
3 繰越金	0	
4 諸収入	0	
合 計	200,000	

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	附 記
1 会議費	150,000	委員報酬 18名×4,000円×2回 振込手数料 6,000円
2 事務費	50,000	事務用品
3 事業費	0	
4 予備費	0	
合 計	200,000	